

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する。

■ 支援の内容

① 都道府県の消毒液等購入費

- 介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い必要な消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入に必要な費用について補助

② 介護施設等の消毒経費

- 感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助



③ 地方自治体の広報・啓発経費

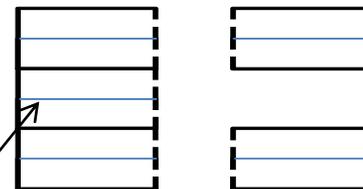
- 高齢障害者にも必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助
(例：視覚障害がある高齢者向けの点字パンフレット、高齢者が必ずしもインターネットを通じて情報入手するとは限らないため市町村報に折り込むチラシ)



④ 介護施設等の多床室の個室化に要する改修費

- 事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費について補助

・可動の壁は可
・天井と壁の間に隙間が生じることは不可



■ 支援のスキーム、実施要件（対象、補助率、補助上限額）等

対象施設	補助率	補助上限額	補助主体	活用財源
①～③ 全ての介護施設等	国 2 / 3 都道府県 1 / 3	なし	都道府県	地域医療介護総合確保基金 (介護施設等の整備分)
④ 入所系の介護施設等	定額補助	1 定員あたり97.8万円	都道府県又は市区町村 (いずれも政令市・中核市を含む)	地域介護・福祉空間整備等 施設整備交付金

※ 機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象